

幼保特例において勤務経験が認められる施設等について

別添3

実務経験として認められる場合の施設等は以下のとおりです。基礎資格を取得した後のこれらに該当する勤務経験年数が認められます。免許状を申請する者が勤務していた個々の施設が対象であるかどうかについては、各都道府県において、対象施設一覧を作成することとしていますので、そちらで確認してください。

勤務経験が認められる施設等	根拠規定
・幼稚園において、専ら幼児の保育に従事する職員	教育職員免許法施行規則附則第八項第一号
・幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員	教育職員免許法施行規則附則第八項第二号
・以下の施設の保育士	
a 認可保育所	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ
b 認定こども園である認可外保育施設	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ロ
c 地域型保育事業として認可された小規模保育事業(A型及びB型)	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハ告示第一号
d 地域型保育事業として認可された事業所内保育事業 (利用定員が6名以上であるもの)	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハ告示第二号
e 公立の認可外保育施設(へき地保育所を含む)	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハ告示第三号
f 幼稚園併設型認可外保育施設	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハ告示第四号
g 指導監督基準を満たす証明書を受けている認可外保育施設 (児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第47号)によって届出対象となる事業所内保育施設も、指導監督基準を満たす証明を受けている場合は含む)	教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハ告示第五号

※「告示」とは「教育職員免許法施行規則附則第八項第三号イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が定める施設」(平成二十五年八月八日文部科学省告示第百三十二号)を指します。

※事業所内保育施設とは、認可外保育施設のうちの1つの類型です